

11月は児童虐待 防止月間です！

そのべた

そのまがこどもの

命綱

虐待を受けたと思われる子どもを見つけたときや、ご自身が出産や子育てに悩んだときは、児童相談所や福祉課へ連絡してください。あなたの連絡相談が子どもを守るとともに、子育てに悩む保護者を支援するため大きな一歩となります。

◎子どものこんなサイン見落としていませんか？

- ① 不自然な傷や打撲のあと
- ② 着衣や髪の毛がいつも汚れている
- ③ 表情が乏しい
- ④ おどおどしている
- ⑤ 落ち着きが無く、乱暴になる
- ⑥ 親を避けようとする
- ⑦ 夜遅くまで1人で遊んでいる

園庭開放 にこにこひろば

地域の皆さんとの交流のため、園庭を開放します。
保育所に通う子ども達と一緒に遊んでみませんか？

開放日 11月6日(水)、20日(水)
午前10時～11時
※予約は不要で、利用は無料です。

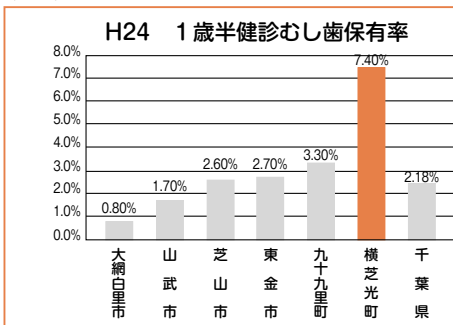
◆問い合わせ 横芝保育所 ☎82-2345
上堺保育所 ☎82-2543
大総保育所 ☎82-0667

- ◎子どもを虐待から守るための5ヶ条
- ① おかしいと思ったら迷わず連絡(通告)
 - ② しつけのつもりは言い訳
 - ③ ひとりで悩みを抱え込まない
 - ④ 親の立場より子どもの立場
 - ⑤ 虐待はあなたの周りでも起こりうる

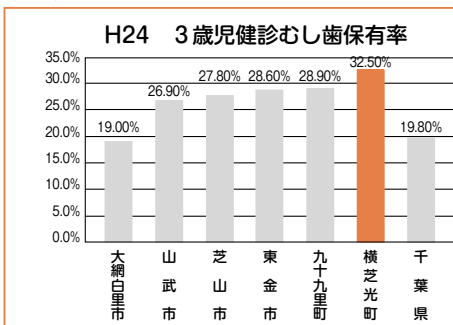
◆連絡・問い合わせ

東上総児童相談所
☎0475(27)1733
福祉課社会福祉班
☎(84)1257

(表1)



(表2)



生涯を通じて健康で楽しく暮らしていくために、お口の健康に気をつけましょう。



11月8日は「いい歯の日」
虫歯のない健康な町へ！

●乳幼児期
現在、町の乳幼児健診でのむし歯保有率は、近隣の市町や千葉県の平均と比べ、高い状況です(左表1・2)。幼児期のむし歯は、痛み・しみるなどの症状だけでなく、よくかめないことによる低栄養・発育不全にもつながります。

●成人期
歯周病の急増期であり、適切なケアをしないと歯を失っていく時期です。かかりつけ歯科医による歯石除去や、歯間ブラシの指導などを受けましょう。

●高齢期

高齢者にとって歯と口の健康を保つことは、食生活や会話をスムーズにし、肺炎の予防にもつながります。成人期のお手入れに加え、口をよく動かして口の周りの筋肉を鍛えましょう。また、入れ歯を使用している方は、毎食後に入れ歯もきれいにしましょう。

◆問い合わせ

健康管理課健康管理班
☎(82)3400

●成長期

小学校入学から成人までの期間は、永久歯のむし歯や歯肉炎が増える時期です。食べたら歯を磨く習慣を身につけ、毎回丁寧に磨きましょう。また歯ブラシ以外にもデンタルフロスや糸ようじなどを使い、細部のプラーク(歯垢)を落としましょう。